

公益財団法人とちぎ男女共同参画財団役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とちぎ男女共同参画財団定款第28条の規定に基づき、公益財団法人とちぎ男女共同参画財団（以下「財団」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 常勤の役員の報酬は、1人当たり年額600万円以下とし、各常勤の役員の報酬額は理事会が定める。

- 2 非常勤の役員が財団の理事会及び評議員会に出席したときは報酬を支給する。ただし、本人からの申し出により無報酬とすることができる。
- 3 前項の報酬の額は日額とし、報酬の額は非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年栃木県条例第53号）の例により支給する。

(期末手当及び通勤手当)

第3条 常勤の役員には、期末手当及び通勤手当を支給する。

- 2 前項の期末手当及び通勤手当の額は、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年栃木県条例第2号）の例により支給する。

(報酬の支給期間)

第4条 常勤の役員に対する報酬は、就任した日から退任した日まで支給する。

- 2 常勤の役員が死亡した場合における報酬は、その月まで支給する。

(費用弁償の額)

第5条 常勤以外の役員が職務により理事会及び評議員会に出席したときは、本人からの請求に基づき交通費実費額を支給する。

(支給方法)

第6条 役員の報酬及び費用弁償等の支給方法は、現金で直接本人に支払うものとする。ただし、本人から申し出のある場合は口座振替の方法により支払うことができる。

(特定役員の特例)

第7条 栃木県を退職し栃木県の斡旋により役員となっている者（栃木県を退職し栃木県の斡旋により職員となった者で、その後役員となった者を含む。）に係る報酬及び期末手当の額は第2条及び第3条の規定にかかわらず、栃木県知事が定める額を基準として理事会において定める。

(派遣役員の報酬等)

第8条 栃木県からの派遣により役員となっている者に係る報酬は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、栃木県と財団との間で締結した職員の派遣に関する協定書に定めるところによる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、財団が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。